

## 人材力活性化研究会開催要領（案）

### 1 目的

地域活性化の基本的な要素である人材力の強化を図るため、「人材力活性化研究会」を開催し、NPO・企業等との連携方策も含めた課題を抽出したうえで、人材力活性化の具体的な施策・目標の検討や人材力の相互交流とネットワーク形成の進め方等の検討を行い、人材力の強化・活性化に取り組もうとしている様々な主体の今後の指針となるプログラムを策定する。あわせて、人材力活性化の事例の調査等を行い、その充実を図る。

### 2 名称

本会合は、「人材力活性化研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

### 3 検討内容

#### （1）人材力活性化の取組の現状と課題の抽出、対応策の検討

- ① 地域活性化の現場で求められている人材像の把握
- ② 人材力活性化の活動事例の収集（手法の検討を含む）
- ③ 人材力の相互交流とネットワーク形成の事例収集（手法の検討を含む）
- ④ 上記の現状を踏まえた課題の抽出と対応策の検討

#### （2）人材力活性化プログラム等の検討・策定

- ① 総務省及び人材力の強化・活性化に取り組もうとしている様々な主体の今後の指針となるべき「人材力活性化プログラム」の策定
- ② 「人材力活性化プログラム」に基づき分野別のカリキュラムを作成

#### （3）人材力活性化プログラム及びプログラムに基づき実施する施策の充実

- ① 「人材力活性化プログラム」の充実
- ② 「人材力活性化プログラム」に基づき分野別に作成するカリキュラムの充実

#### （4）その他、人材力活性化プログラムに関し検討が必要なこと

#### 4 構成

研究会は別紙のメンバーをもって構成する。

#### 5 運営

- (1) 研究会に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- (2) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (3) 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (4) 座長は、必要に応じ、ワーキング・グループ（以下「WG」という。）の開催を指示することができる。
- (5) 座長は、研究会及びWGの開催に際し、必要に応じ、臨時構成員として、学識経験者、関係団体等に出席を求めその意見を聞くことができる。
- (6) 研究会は非公開とする。ただし、終了後、配付資料を公表する。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- (7) 配付資料、議事概要は、総務省ホームページに掲載することにより、公表するものとする。

#### 6 その他

- (1) 研究会の庶務は、総務省地域力創造グループ地域自立応援課人材力活性化・連携交流室において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、研究会の運営その他研究会に関し必要な事項は座長が定める。

# 「人材力活性化研究会」構成員名簿

(敬称略、50音順)

いさがい 飯盛	よしのり 義徳	慶應義塾大学総合政策部 准教授
おぎわ 小澤	ひろこ 浩子	赤羽消防団 副団長
たち 館	いつし 逸志	内閣府大臣官房 審議官 (経済財政運営担当)
たに 谷	かずき 和樹	玉川大学教職員大学院 准教授
たまおき 玉沖	ひとみ 仁美	株式会社春夏秋冬 代表取締役
とみなが 富永	かずお 一夫	NPOフュージョン長池 理事長
とよしげ 豊重	てつろう 哲郎	やねだん 柳谷自治公民館長
ぬまお 沼尾	なみこ 波子	日本大学経済学部 教授
まえがみ 前神	ゆり 有里	愛媛県総務部行政システム改革課 専門員
まつばら 松原	ともこ 朋子	マイクロソフト株式会社 企業市民活動推進本部 マネージャー
みやぎ 宮城	はるお 治男	NPO法人ETIC 代表理事